



経済産業省資源エネルギー庁への 報告の概要

2026年5月27日

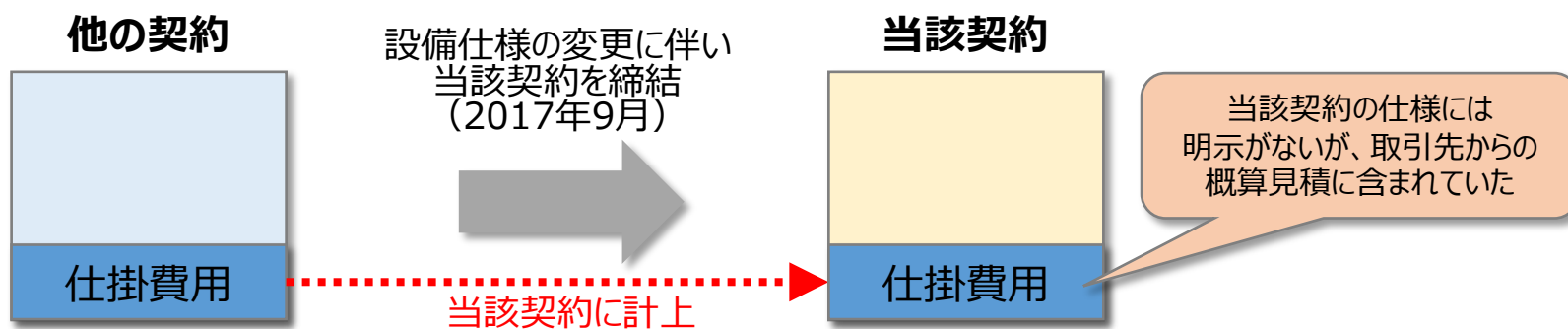
これまでの報告の経緯

時期	対応経緯
2025年11月27日	本事案について、電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収（1回目）を受領。
2025年12月24日	2025年11月27日付け報告徴収に対する報告を実施。
2026年1月9日	本事案について、電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収（2回目）を受領。
	2026年1月9日付け報告徴収に対する報告を実施。
2026年3月31日	当該報告のなかで、次の内容を説明・報告。 <ul style="list-style-type: none">・ 精算の過程において、他の件名で実施された工事に係る未精算の仕掛費用が存在することが確認された・ この事案について、現時点では、事実関係の全容および原因の特定には至っていない・ 今後、追加の事実確認、原因分析および同様の事案の有無について調査を進めるとともに、再発防止策の検討を進める
2026年4月7日	当社が2026年3月31日付け報告のなかで追加で対応するとした調査等について、結果がまとまり次第報告するよう、経済産業省資源エネルギー庁より指導を受領。
2026年5月27日	2026年4月7日付け指導に基づく報告を実施。

追加で対応するとした事案（以下「追加事案」）の概要および調査結果

【追加事案の概要】

- 2026年2月、本事案の精算の過程において、当社が取引先と2017年9月に締結した契約（以下「当該契約」）について精査していたところ、当社が取引先から受領した概算見積の一部に、当社において内訳・根拠を十分に確認できない多額の費用項目が含まれていることが判明した。
- 当社が取引先に確認した結果、当該費用項目は、他の契約で実施されその後中止された工事に係る未精算の費用（以下「仕掛費用」）であり、当該契約に計上することを原子力部門の当時の担当者から口頭で指示されたとの説明があった。



【調査結果】

- 当社は、追加事案に関し、取引に関する証憑類および会議議事録等の社内記録調査ならびに関係者へのインタビューを実施した結果、**他の契約で精算すべき未精算の仕掛費用が存在すること、また、取引先からの説明内容は事実であることを確認した。**
- なお、社内および取引先に対する類似事案に関する書面によるアンケート調査の結果、**追加事案と同様の事案は他に確認されなかった。**

追加事案の原因分析および再発防止策

- インタビュー調査の結果、関係者に①「工程遅延に対する懸念」および②「損失計上に対する抵抗感」が存在していたことを確認した。また、社内記録調査の結果、仕掛費用の付替え処理に関する記載を含む証憑類を確認できず、③「付替えが検知し難い状況」であったことを確認した。
- 追加事案と本事案の原因は本質的に共通するものであるため、**本事案に係る報告済みの再発防止策を基本としつつ、下表の再発防止策をさらに講じることで、適正な業務遂行の徹底および管理・統制の実効性向上を図るとともに、組織風土改革に取り組む。**
- なお、仕掛費用については2025年度決算において損失計上済みである。

原因分析	再発防止策
①「工程遅延に対する懸念」 ➡ 大型・重要プロジェクトにおける管理体制の不備	<ul style="list-style-type: none"> ● 大型・重要プロジェクトにおけるPMO※設置による管理・支援体制の強化等 <small>※Project Management Office</small>
②「損失計上に対する抵抗感」 ➡ コンプライアンス意識等の不足	<ul style="list-style-type: none"> ● コンプライアンス意識等の醸成に係る教育の充実
③「付替えが検知し難い状況」 ➡ 予算・決裁書の決裁内容および発注単位・仕様の粗さ、牽制不足	<ul style="list-style-type: none"> ● 予算・決裁手続の管理の強化および副本部長設置による牽制機能の強化 ● 発注単位および仕様の詳細化および調達部門による牽制機能の強化